

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の皆さまへ

排水水の自主測定を実施していますか？

平成23年4月1日から水質汚濁防止法の一部が改正され、排水水の自主測定の未記録や虚偽の記録などに対して、罰則規定が設けられています。

水質汚濁防止法に基づき特定施設の届出を行っている工場・事業場では、河川や湖沼、海域に排出している排水水の汚染状態を定期的に測定し、その記録を保存しなければなりません。

1 水質汚濁防止法の改正の概要

水質汚濁防止法に基づき特定施設の設置等の届出を行っている工場・事業場には、自主測定の未実施や未記録、虚偽の記録などに対して罰則規定が設けられ、併せて測定項目や測定頻度が規定されています。

2 自主測定の実施義務について

(1) 対象事業者

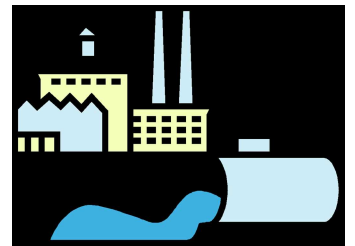
水質汚濁防止法に基づき特定施設の設置（使用・変更）届を提出している全ての工場・事業場の設置者

(2) 測定すべき排水水

工場・事業場の敷地から公共用水域（河川、湖沼、海域及びこれらに接続する道路側溝等を含む）へ排出する全ての排水口から、排水水を採水し測定する必要があります。

ただし、排水口での採取が困難な場合は、污水处理施設の最終槽などで採水しても構いません。

また、特定施設において有害物質を製造・使用・処理する工場・事業場で汚水を地下浸透させている場合は、地下浸透水の測定が必要です。



(3) 測定項目及び測定頻度

① 排水基準項目（裏面参照）のうち、特定施設設置（使用・変更）届により届け出た項目

1年に1回以上測定

ただし、旅館業（温泉利用）は、一部の項目※について3年に1回以上

※ 一部の項目：（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量）

② 排水基準項目（裏面参照）のうち、①以外の項目について

必要に応じて測定

それらの物質が「原材料等に含まれている」、「工場・事業場内で貯蔵している」など、意図せず排出するおそれがある場合など



1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満の工場・事業場は、排水基準項目（裏面参照）のうち、「生活環境項目」が適用されないため、この項目については上記①の定期的な測定義務はありません。

（ただし、有害物質を排出する届出をしている場合、上乘せ排水基準が適用される場合は、定期的な測定が必要です。）

(4) 測定時期

測定のための試料（排水水）は、排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

(5) 分析の方法

公定法（日本工業規格や環境省告示等で定められた方法）により行なう必要があるため、自社で公定法による分析ができない場合は、保健所や計量法の登録を受けた民間の計量証明事業者へ依頼し、分析してください。

なお、項目によっては、特殊な採水容器や採水方法が必要な場合もあることから、事前に分析機関にお問い合わせのうえ実施してください。



裏面へ続きます

3 自主測定結果の記録及び保存の義務について

(1) 自社で分析した場合

水質測定記録表に加え、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに、**3年間保存**する必要があります。

(2) 計量証明事業者に分析を依頼した場合

水質測定記録表に加え、計量証明事業者が発行する計量証明書を**3年間保存**する必要があります。

様式8 (第9条関係)

水質測定記録表									
排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)									
測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目			備考
	名称	排水量 (m ³ /日)							

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。



水質測定記録表の様式は、ホームページに掲載しています。

4 罰則について

自主測定を実施していない、結果の未記録、虚偽の記録、または記録を保存しなかった場合は、**30万円以下の罰金**が科せられます。

平成24年4月1日から適用されています。

水質汚濁防止法で排水基準が定められている項目(排水基準項目)

1 有害物質 (28項目)

カドミウム及びその化合物	アルキル水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
有機燐化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
鉛及びその化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
六価クロム化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
砒素及びその化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	1,4-ジオキサン

2 生活環境項目 (15項目)

水素イオン濃度(水素指数)(pH)	燐含有量	銅含有量
生物学的酸素要求量(BOD)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍油類含有量)	亜鉛含有量
化学的酸素要求量(COD)		溶解性鉄含有量
浮遊物質(SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	溶解性マンガン含有量
大腸菌群数		クロム含有量
窒素含有量	フェノール類含有量	

※ 生活環境項目の排水基準は、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル以上の工場・事業場に適用。

水質汚濁防止法に関する問い合わせ先

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
電話 (011) 204 - 5193

または、各(総合)振興局 環境生活課まで
お問い合わせください。

北海道の水質汚濁対策について(ホームページ)

水質汚濁防止法の概要、排水基準、関係様式を掲載しています。

- 北海道ホームページを開く <http://www.pref.hokkaido.l>
- ページ画面右上の「サイト内検索」
- 検索結果から「水質汚濁対策(工場・事業場排水)について」をクリック